

第2回臨時議会記者会見次第

日時 令和2年5月1日（金）

午後3時から午後4時まで

場所 基山町役場 4階 大会議室

1. 開会

2. 町長の挨拶

3. 令和2年 第2回臨時議会 議案について …P1

4. 新型コロナウイルス感染症対策関連補正予算について

- ・ …P2
- ・ 令和2年度特別定額給付金の支給について …P3
- ・ 令和2年度子育て世帯への臨時特別給付金支給について …P4
- ・ 基山町は中小事業者の事業継続を支援します …P5
- ・ 基山町飲食業応援寄付の取組を始めました …P6
- ・

5. その他

6. 閉会

令和2年第2回臨時会議案一覧

- 【可決】 基山町国民健康保険条例の一部改正について
- 【承認】 専決処分の承認を求めることについて（基山町国民健康保険条例の一部を改正する条例）
- 【承認】 専決処分の承認を求めることについて（令和元年度基山町一般会計補正予算（第9号））
- 【可決】 令和2年度基山町一般会計補正予算（第1号）
- 【可決】 令和2年度基山町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

令和2年5月1日

福祉課

基山町国民健康保険事業による傷病手当金の支給について

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、被用者が休みやすい環境を整備することができるように、基山町国民健康保険条例の一部改正を行いました。

基山町国民健康保険に加入する被用者の方が新型コロナウイルス感染症に感染し、又は感染が疑われ、就労ができなくなった期間について、傷病手当金を支給します。

記

1. 対象者 国保加入の被用者のうち、新型コロナウイルス感染症に感染した者、又は発熱等の症状があり感染が疑われる者
2. 支給要件 労務に服することができなくなった日から起算して、3日を経過した日から労務に服することができない期間
3. 申請方法 傷病手当金支給申請書に事業主、医療機関等からの証明書を添付し、役場福祉課に提出。
4. 支給額 直近の継続した3月間の給与収入の合計額を就労日数で除した金額× $\frac{2}{3}$ ×日数
5. 適用期間 令和2年1月1日から9月30日までの間で療養のため、労務に服することができない期間

問合せ先

福祉課 保険年金係

Tel:0942-92-7934 Fax:0942-92-7184

Mail:nenkin-1@town.kiyama.lg.jp

令和2年5月1日

福祉課

令和2年度特別定額給付金の支給について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に留意しつつ、簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計への支援を行うため、特別定額給付金を支給します。

記

1. 支給対象者 基準日（令和2年4月27日）において、本町の住民基本台帳に記録されている者（DV被害者等を除く。）
2. 支給額 世帯構成員1人につき10万円として算出される額
（受給権者は、その者の属する世帯の世帯主）
3. 申請方法 郵送申請方式及びオンライン申請方式
5月7日（木）から郵便にて申請書を送付しますので、必要事項を記入の上、返信をいただきます。
4. 申請期間 令和2年5月11日（月）から8月11日（火）までの3か月間
5. 支給方法 申請者が指定する口座への振込

問合せ先

福祉課 社会福祉係 久保山、中村

Tel:0942-92-7964 Fax:0942-92-7184

Mail:fukusi-2@town.kiyama.lg.jp

令和2年5月1日

こども課

令和2年度子育て世帯への臨時特別給付金支給について

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯の生活を支援する取組の一つとして、児童手当を受給する世帯（令和2年3月31日時点で0歳～中学生のいる世帯）に対し、臨時特別の給付金を支給します。

記

1. 支給対象者 令和2年4月分の児童手当受給者及び新高校1年生のいる世帯
令和2年3月分の児童手当受給者（特例給付受給者は除く。）
2. 支給額 対象児童1人につき1万円
3. 支給時期 対象の方には、6月10日（水）から随時支給します。
（公務員の方は6月1日（月）から申請受付を行い、随時支給します。）
4. 支給方法 令和2年4月分（3月分を含む）の児童手当を受給している口座（公務員の方は指定口座）に振込みます。

※申請は不要です。給付金支給対象者には、事前にお知らせを送付します。
（ただし、公務員の方は、申請手続きが必要です。）

問合せ先 こども課 こども家庭係 Tel:0942-92-7968 Fax:0942-92-7184 Mail:kosodate-1@town.kiyama.lg.jp

令和2年5月1日

産業振興課

基山町は中小事業者の事業継続を支援します

新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、緊急事態宣言が全国の都道府県に発出される中、不要不急の外出自粛のため、基山町においても、経済活動の収縮による各業種の売上減が顕著となっています。特に中小事業者の事業継続を支援するため、基山町独自の緊急支援事業を創設し、申請の受付を始めます。

記

1. 名 称 基山町中小事業者事業継続緊急支援金
2. 対象事業者 新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、売上が減少している町内中小企業の事業主のうち、昨年同月比の売上高が20%以上減少し、セーフティネット保証4号の認定を受けている者
3. 内 容 次の①又は②のいずれかを緊急支援金として交付します。
①家賃等（事業所の家賃（土地賃借料を含む。）及び事業を営む上で使用する駐車場の賃借料）の5割（上限10万円）の3月分
②売上金の減少に対する緊急支援金（一律10万円）
4. 受付開始 令和2年5月1日（金）
5. 申請書類等 申請書の様式等は産業振興課の窓口で配布します。
また、町ホームページからダウンロードできます。

問合せ先
産業振興課 商工観光係
Tel:0942-92-7945 Fax:0942-92-0741
Mail: brand@town.kiyama.lg.jp

令和2年5月1日

産業振興課

基山町飲食業応援寄付の取組を始めました

新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、国においては「緊急事態宣言」が都道府県を対象に発出される中、不要不急の外出自粛、とりわけ、夜間の飲食等での外出の自粛が、「密閉」「密室」「密接」の回避のために、広く国民へ要請されているところです。

基山町においても、経済活動の収縮に伴い、各業種において売上減の影響が大きくなっており、中でも飲食業においては、特に影響が顕著となっています。

そこで、基山町産業振興協議会の中に実行委員会を組織し、基山町内の飲食業を応援する寄付の取組を行うこととなり、飲食店への登録案内や寄付募集を始めました。

記

1. 名称 基山町飲食業応援寄付
 2. 内容
 - ・寄付は、1口1万円として、実行委員会の広報やアプローチにより、町内外の人・団体・企業等へ募ります。
 - ・御寄付頂いた方へ、「飲食業応援パスポート」を発行します。
 - ・集まった寄付金は、後日、登録飲食店等へ均等配分を行います。
⇒ 「目的 “飲食事業者への早急な直接的経済支援”」
 - ・寄付者へのお礼として、パスポートを、基山町内の登録飲食店等において提示して頂くと、飲食、テイクアウト、宅配等の支払時に、2万円までを10%割引いたします。(割引分は、当該登録飲食店の負担)
⇒ 「目的 コロナ禍収束後の“飲食関係消費の喚起”」
 - ・当取組の登録飲食店は、現在、実行委員会による広報やアプローチにより、登録のお願いを行っています。
 3. 期間
 - ・寄付募集期間 当面、約2か月間。
 - ・パスポート有効期間 コロナ禍収束(自粛要請解除)後約3か月間。
- ※ 寄付募集締切日、パスポートの発行日と有効期限、登録飲食店のリスト等は、後日、ホームページ等でお知らせします。

問合せ先

産業振興課（基山町産業振興協議会事務局）

Tel:0942-92-7945 Fax:0942-92-0741

Mail:sangyoshinko@town.kiyama.lg.jp

みんなで元気を取り戻そう!!

基山町内の飲食業を支援する 寄付を募集しています

令和2年4月22日

新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、国においては「緊急事態宣言」が都道府県を対象に発出される中、不要不急の外出自粛、とりわけ、夜間の飲食等での外出の自粛が、「密閉」「密室」「密接」の回避のために、広く国民へ要請されているところです。

基山町においても、経済活動の収縮に伴い、各業種において売上減の影響が大きくなっており、中でも飲食業においては、特に影響が顕著となっています。

そこで、基山町産業振興協議会の中に実行委員会を組織し、基山町内の飲食業を応援する寄付の取組を行うことといたしました。

ついては、みなさまに、この取組に御賛同頂きまして、あたたかい御芳志を賜りたく、お呼びかけさせて頂く次第です。

みなさまの御厚意をお待ちしております。

基山町産業振興協議会 会長 田口 英信
(基山町飲食業応援実行委員会)



- 基山町飲食業応援実行委員会事務局 (お問い合わせ・寄付申込受付)
基山町産業振興協議会事務局 (基山町産業振興課ブランド化推進室)
TEL 0942-92-7945 FAX 0942-92-0741
メールアドレス sanshinky@town.kiyama.lg.jp

みなさまのあたたかい御寄付により、
基山町内の飲食業を応援する取組です。



- 名称 基山町飲食業応援寄付
 - 内容
 - 寄付は、**101万円**として、実行委員会の広報やアプローチにより、町内外の人・団体・企業等へ募ります。
 - 御寄付頂いた方へ、**「飲食業応援パスポート」**を発行いたします。
 - 集まった寄付金は、後日、**登録飲食店等へ均等配分**を行います。
⇒ **「目的 “飲食事業者への早急な直接的経済支援”**
 - 寄付者へのお礼として、パスポートを、基山町内の登録飲食店等において提示して頂くと、飲食、テイクアウト、宅配等の**支払時に、2万円までを10%割引**いたします。(割引分は、当該登録飲食店の負担)
⇒ **「目的 コロナ禍収束後の“飲食関係消費の喚起”**
 - 当取組の登録飲食店は、現在、実行委員会による広報やアプローチにより、登録のお願いを行っています。
 - 期間
 - 寄付募集期間 当面、約2か月間。
 - パスポート有効期間 コロナ禍収束(自粛要請解除)後約3か月間。
- ※ 寄付募集締切日、パスポートの発行日と有効期限、登録飲食店のリスト等は、後日、ホームページ等でお知らせいたします。

寄付申込書



基山町産業振興協議会 会長 田口 英信 宛
(基山町飲食業応援実行委員会)

令和2年__月__日

- 御住所 _____
- 御芳名 (会社等の場合は、社名、役職名を付記ください。) _____
- 電話番号 _____ ●携帯番号 _____
- 申込口数(101万円) __口 ●入金方法(現金、振込(振込日__月__日))
- 振込先
 - 機関名：佐賀県農業協同組合 基山町役場内出張所
 - 種別：普通一般
 - 口座名義：基山町産業振興協議会 新型コロナ対応 会長 田口 英信
 - 口座番号 0009418
- 申込方法【現金】当申込書に御記入頂き、現金とともに御持参願います。
【振込】振込書には「応援寄付」と御記入の上、お振込み頂き、御記入頂いた当申込書を、FAXかメール(件名は「応援寄付」)添付にて、実行委員会へ御送信をお願いします。

■基山町飲食業応援実行委員会事務局 (お問い合わせ・寄付申込受付)
FAX 0942-92-0741 (TEL 0942-92-7945)
メールアドレス sanshinkyoo@town.kiyama.lg.jp

令和2年5月1日

総務企画課

長期連休期間中（5月2日～6日）の対応について

長期連休期間中（5月2日～6日）、新型コロナウイルス感染症に関する相談や消毒液の配布、マスク販売等について下記のとおり実施いたします。

1. 対象者 町内在住者優先
2. 日時 令和2年5月2日（土）～ 5月6日（水）
午前9時から午後5時まで
3. 場所 基山町役場1階ロビー

○清掃用消毒液の無料配布について

新型コロナウイルス感染拡大防止に有用とされる消毒アルコール等除菌関連商品が品薄により各所で欠品し、入手困難な状況となっていることから、皆さまの安心の確保及び新型コロナウイルスに対する意識の向上を目的に、除菌に効果があると考えられる清掃用消毒液の無料配布を実施します。

1. 配布方法 ペットボトル容器（500ml）で配布（1世帯につき500mlまで）

※ご用意できる容器は数に限りがあるため、空のペットボトル容器をお持ちいただきますようお願いいたします。

（ラベルをはがして中を水洗いし、お持ちください）

※塩素系の消毒液であることの注意書きを記載した文書に受け取りの日付と署名をいただきます。

2. 種類
 - ・微酸性電解水（手指消毒にも使用可）
 - ・電解次亜水（手指消毒不可）

○マスクの販売について

新型コロナウイルス感染拡大防止に使われるマスクが品薄により各所で欠品し、入所困難な状況となっていることから基山町社会福祉協議会による手作りマスクの販売を行います。

1. マスクの販売について

- ・
- ・ 1枚 300円 ※サイズは大人用（大・小）と子ども用の3種類
- ・ 1世帯 2枚まで



※手作りマスクの材料が不足しています。

ご家庭にある未使用の布（綿100%）、ミシン糸（＃60の白又はベージュ系）、ストッキングをご提供いただける方は、基山町役場福祉課または基山町社会福祉協議会までお持ちください。

○基山町社会福祉協議会による貸付相談受付について

下記の貸付についての相談受付を行います。

(1) 休業された方への緊急小口資金貸付

・対象者

新型コロナウイルスの影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯

・貸付上限額

学校等の休業、個人事業主等の特例の場合： 20万円以内

その他の場合： 10万円以内

(2) 失業された方への総合支援資金貸付

・対象者

新型コロナウイルスの影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯

・貸付上限額

- ・ (2人以上) 月 20 万円以内
- ・ (単身) 月 15 万円以内

長期期間中の問合せ先
基山町役場
Tel: 0942 - 92 - 2011 (代表)

新型コロナウイルス感染症の影響による休業や失業で、生活資金でお悩みの皆さまへ

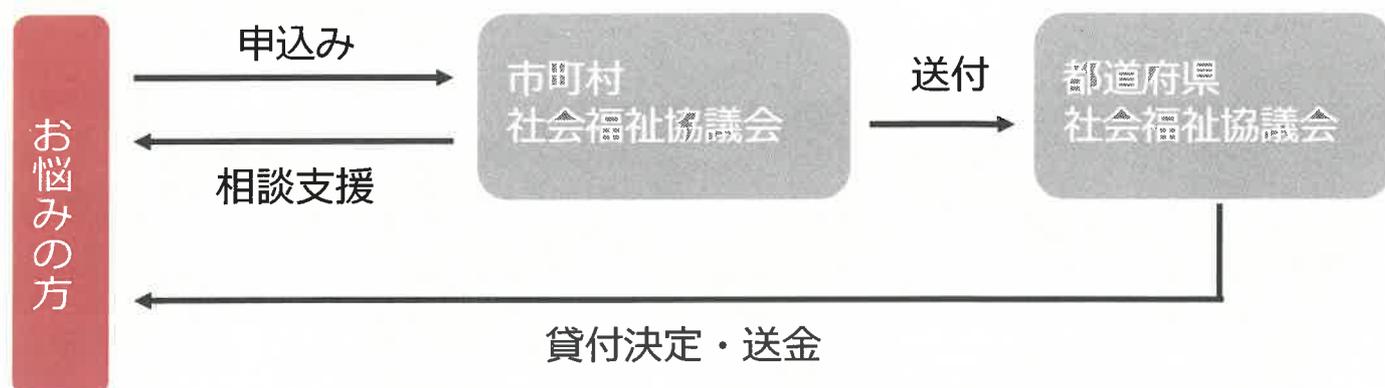
一時的な資金の緊急貸付に関するご案内

各都道府県社会福祉協議会では、低所得世帯等に対して、生活費等の必要な資金の貸付け等を行う生活福祉資金貸付制度を実施しております。

本制度につき、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、貸付の対象世帯を低所得世帯以外に拡大し、休業や失業等により生活資金でお悩みの方々に向けた、緊急小口資金等の特例貸付を実施します。

特例貸付の具体的な内容は裏面をご覧ください。また、具体的な内容のお問合せや貸付のご相談は、下記問い合わせ先へお願いします。

貸付手続きの流れ



○申込時に必要な書類

- ・住民票(本籍地記載のもの世帯全員)
- ・本人確認書類 (運転免許証など)
- ・新型コロナウイルス感染症の影響を受ける前後の収入がわかる書類 (給与明細書、通帳など)
- ・印鑑

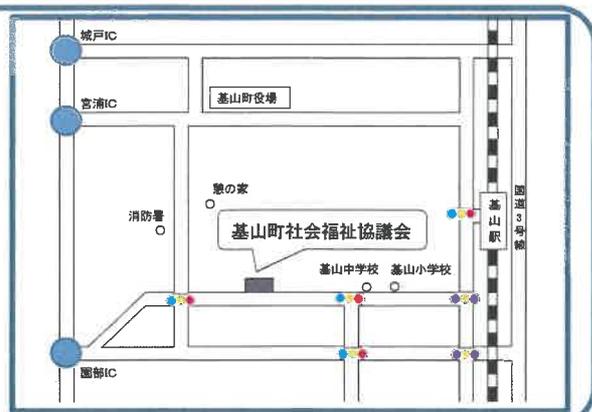
お問合せ先

基山町社会福祉協議会

電話：0942-92-3311

受付時間：平日(月～金) 8:30～17:15

住所：基山町大字宮浦1006-1



休業された方向け（緊急小口資金）

緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に、少額の費用の貸付を行います。

■対象者

新型コロナウイルスの影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯

※ 従来の低所得世帯等に限定した取扱を拡大。

■貸付上限額

- ・ 学校等の休業、個人事業主等の特例の場合、20万円以内
- ・ その他の場合、10万円以内

※ 従来の10万円以内とする取扱を拡大。

■据置期間

1年以内

※ 従来の2月以内とする取扱を拡大。

■償還期限

2年以内

※ 従来の12月以内とする取扱を拡大。

■貸付利子・保証人

無利子・不要

■申込先

市町村社会福祉協議会

失業された方等向け（総合支援資金）※

※総合支援資金のうち、生活支援費

生活再建までの間に必要な生活費用の貸付を行います。

■対象者

新型コロナウイルスの影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯

※ 従来の低所得世帯に限定した取扱を拡大。

■貸付上限額

- ・ (2人以上) 月20万円以内
 - ・ (単身) 月15万円以内
- 貸付期間：原則3月以内

■据置期間

1年以内

※ 従来の6月以内とする取扱を拡大。

■償還期限

10年以内

■貸付利子・保証人

無利子・不要

※ 従来、保証人ありの場合は無利子、なしの場合は年1.5%とする取扱を緩和。

■申込先

市町村社会福祉協議会

注 原則、自立相談支援事業等による継続的な支援を受けることが要件となります。

新型コロナウイルス感染症の影響を受けているみなさまへ 支援策のご案内

【事業者のみなさまへ】

国の支援	制度名称	内容	相談窓口	
	持続化給付金	売上が昨年より50%以上減少した事業者 法人200万円以内、個人100万円以内	中小企業 金融・給付金相談 窓口	0570-783183
セーフティネット保証(制度融資)	売上が昨年より20%以上(4号)、5%以上(5号)減少した事業者 の資金繰り対策融資の保証	基山町役場産業振興課	0942-92-7945	
新型コロナ特別貸付	3,000万円まで3年間無利子(保証制度なし)	日本政策金融公庫 佐賀支店	0952-22-3341	
雇用調整助成金	解雇等を行わない中小企業の休業手当の94%	佐賀労働局職業安定部職業 対策課(助成金室)	0952-32-7173	
佐賀県の支援	制度名称	内容	相談窓口	
	佐賀県経営改善資金	8,000万円まで3年間無利子・保証料ゼロ	佐賀県事業者向け 支援制度相談センター	0952-25-7462
	利子補給制度	セーフティネット4号、5号の認定がある場合、3年間利子全額を キャッシュバック		
	佐賀型 店舗休業支援金	佐賀県の休業要請等に応じ、休業又は営業短縮した事業者 1 店舗あたり15万円		
	佐賀型 県境ストップ支援金	佐賀型店舗休業支援金の対象外で、福岡県境の指定した中山 間地域を中心に自主休業(4/29~5/6)した飲食店 1店舗あた り15万円		
	佐賀型 宿泊施設支援金	観光客を対象とした県内のホテル・旅館(県内旅館組合、各市 町観光協会、県観光連盟いずれかの会員対象) 1施設あたり 50万円		
チャレンジ事業者 持続化支援金	国の持続化給付金の対象とならない事業者で、売上が事業計 画等より50%以上減少した事業者 法人200万円以内、個人100万円以内			
基山町の支援	制度名称	内容	相談窓口	
	中小企業者事業継続緊急支援金	町内でセーフティネット4号の認定をした事業者に家賃等の5割 (上限10万円)×3月分または、売上減少に対する支援(一律10 万円)	基山町役場産業振興課	0942-92-7945

【一般のみなさまへ】

国の支援	制度名称	内容	相談窓口	
	特別定額給付金	住民基本台帳に記録のある者(世帯主が受給)1人につき10万 円	基山町役場福祉課	0942-92-7964
	子育て世帯への臨時特別給付金	児童手当受給対象世帯に児童1人につき1万円を支給	基山町役場こども課	0942-92-7968
	生活福祉資金貸付制度 (緊急小口資金)	休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持の ための貸付を必要とする世帯 貸付上限額20万円以内	個人向け緊急小口資金・総合 支援資金相談コールセンター	0120-46-1999
生活福祉資金貸付制度 (総合支援資金)	収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が 困難となっている世帯 貸付上限額(2人以上)月20万円以内、(単身)月15万円以内 で、貸付期間:原則3月以内	基山町社会福祉協議会	0942-92-3311	